

小田原市教育委員会定例会会議録

- 1 日時 令和8年4月22日(水)午後7時00分～午後7時21分
場所 小田原市役所 7階 大会議室
 - 2 出席者氏名
1 番委員 柳 下 正 祐 (教育長)
2 番委員 益 田 麻衣子 (教育長職務代理者)
4 番委員 齊 藤 修 一
5 番委員 松葉口 玲 子
 - 3 説明員等氏名
教 育 部 長 村 田 智 俊
文 化 部 長 和 田 芳 廣
歴史まちづくり担当部長 門 松 忠 輝
教育部副部長 諏訪部 澄 佳
教育部副部長(保健給食課長事務取扱) 吉 澤 太 郎
文化部副部長(歴史まちづくり担当課長事務取扱) 竹 縄 謙 史
文化部副部長 早 野 智 洋
教育総務課長 大 木 健 一
教育指導課長 松 澤 俊 介
生涯学習課長 遠 藤 倫 子
図 書 館 長 鈴 木 雅 樹
教育指導課指導主事 上 條 大 志
その他関係職員
(事務局)
教育総務課係長 鈴 木 律 子
教育総務課主事補 関 原 晃太郎
 - 4 議事
日程第1
議案第13号 小田原市郷土文化館協議会委員の一部委嘱替えについて (生涯学習課)
日程第2
議案第14号 小田原市図書館協議会委員の一部任命替えについて (図書館)
日程第3
議案第15号 令和9年度使用教科用図書の採択方針について (教育指導課)
 - 5 報告事項
(1)市議会3月定例会・予算特別委員会の概要について【資料配布のみ】
(教育部・文化部)
 - 6 その他
令和7年度下半期寄付採納状況について【資料配布のみ】 (教育総務課)
令和7年度下半期教育委員会職員の公務災害の状況について【資料配布のみ】
(教育総務課)
 - 7 議事等の概要
(1)柳下教育長開会宣言
(2)3月臨時会及び3月定例会議事録の承認
(3)議事録署名委員の決定…2番 益田委員、4番 齊藤委員に決定
-

(4) 日程第 1 議案第13号 小田原市郷土文化館協議会委員の一部委嘱替えについて
(生涯学習課)

○生涯学習課長 それでは私から御説明申し上げます。

小田原市郷土文化館協議会委員は、小田原市郷土文化館協議会規則第 3 条第1項の規定により、学校教育及び社会教育の関係者並びに学識経験者の中から選出することとなっております。

現在、小田原市郷土文化館協議会委員は、令和 7 年10月 1 日から令和 9 年 9 月30日までの 2 年間の任期の途中でございますが、国府津中学校校長の川崎和美委員が退任されることとなりましたが、小田原市校長会から、白鷗中学校校長の石川弥生様を御推薦いただきましたので、委嘱いたしたく提案するものでございます。

なお、任期につきましては、前任者の残りの任期であります令和 9 年 9 月30日までとなります。

以上で説明を終わらせていただきます。

(質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決確定

(5) 日程第 2 議案第14号 小田原市図書館協議会委員の一部任命替えについて
(図書館)

○図書館長 それでは私から御説明申し上げます。

図書館協議会は、図書館法第14条第 1 項の規定により、公立図書館に置くことができるもので、同条第 2 項では、「図書館の運営に関し、館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする」とされております。

この度、図書館協議会委員において、退職等があったことにより、新たに推薦された委員について審議をお願いするものです。

最初に、選出区分が「学校教育の関係者」では、前羽小学校長の加藤まゆみ様の退職に伴い、東富水小学校長の井上智子様を小田原市小学校長会から、御推薦いただいております。

次に、「家庭教育の向上に資する活動を行う者」では、西田洋子様の小田原市 P T A 連絡協議会の役員交代に伴い、岡本みどり様を小田原市 P T A 連絡協議会から御推薦いただいております。

なお、図書館協議会委員の任期につきましては、小田原市図書館条例の規定により、2 年と定められておりますが、井上様、岡本様の任期は前任者の残任期間である令和 8 年 9 月 30 日までとなります。

以上で説明を終わらせていただきます。

(質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決確定

○柳下教育長 日程 2 まで終了いたしましたので、関係の職員は御退席ください。

(関係の職員退席)

(6) 日程第 3 議案第15号 令和 9 年度使用教科書の採択方針について (教育指導課)

○教育指導課長 それでは私から御説明申し上げます。

「1 令和9年度に使用する教科用図書の採択について」は3点です。

1点目、小学校及び中学校において使用する教科書は、学校教育法附則第9条の規定による教科書を除き、文部科学省の検定を経た「教科書目録（令和9年度使用）」に登載されているものとします。

2点目、まず、小学校については、無償法第14条の規定に基づき、令和5年度に採択した教科書と同一のものを採択することとします。中学校については、令和6年度に採択した教科書と同一のものを採択することとします。

なお、小学校は令和9年度まで、中学校は令和10年度まで、現在使用している教科書を採択することとします。

特別支援学級の教科用図書については、児童生徒の障がいの種類や発達の状態等に鑑み、最もふさわしい内容のものを採択することとします。

3点目、採択の公正確保、開かれた採択の実施等、静謐な採択環境の確保について示してあります。

次に「2 教科用図書採択基準」については、2点です。

1点目、採択権者の権限と責任において、公明・適正を期し、採択する。

2点目、児童生徒、学校、地域等の特性を考慮して採択する。

以上2点でございます。

別紙2をご覧ください。採択替えの年には教科用図書採択検討部会、調査会による調査研究を実施し、調査研究資料を参考に採択する流れとなりますが、令和8年度はこれを実施いたしません。

特別支援学級においては、一般図書および特別支援学校用教科書目録の2種類から、適切な図書を選び、使用することができるようになってきていることから、毎年、各学校が児童生徒一人一人の状況に応じた図書を選定し、7月の定例会において教科用図書として採択する予定です。

なお、参考でお示ししておりますが、6月12日から7月1日まで、教科書展示会が小田原合同庁舎において開催される予定です。

以上で、説明を終わらせていただきます。

（質疑・意見等なし）

採決…全員賛成により原案のとおり可決確定

○柳下教育長 次に、報告事項（1）市議会3月定例会・予算特別委員会の概要について、その他の「令和7年度下半期寄付採納状況について」及び（2）「令和7年度下半期教育委員会職員の公務災害の状況について」は、資料配付とさせていただきますので、御了承ください。

8 柳下教育長閉会宣言

令和8年5月27日

柳下教育長

署名委員（益田委員）

署名委員（齊藤委員）